

## 6 健康づくり・生活習慣病予防

### 6-1 健康増進事業の概要

平成19年度までは老人保健法に基づく保健事業が実施されていましたが、平成20年度からは高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、医療保険者に40歳～74歳までの被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着眼した特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。それに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として、引き続き市町村が実施しています。

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対して行われます（事業の種類により、対象者年齢が一部異なります）。詳しくは、各市町村の保健担当課で確認が必要となります。

（県担当課：健康課）

健康増進事業の種類	対 象 者	内 容	実施場所
健康手帳の交付	当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診・保健指導の記録</li> <li>・健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の記録</li> <li>・生活習慣病の予防及び健康保持のための知識</li> <li>・医療に関する記録等必要と認められる事項</li> <li>・女性の健康づくりに関する事項（地域の実情に応じて）</li> </ul>	市町村保健センター 市町村庁舎等
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団健康教育</li> <li>・ 個別健康教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳から64歳までの者、必要に応じ、その家族</li> <li>・ 40歳から64歳までの者で特定健康診査等各検査結果の値等が、定められた基準に該当する者 例) 血圧 収縮期130～140mmHg未満 / 拡張期90mmHg未満 等（特定保健指導の対象者や治療中の者等を除く）</li> </ul> <p>○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般健康教育</li> <li>・ 歯周疾患健康教育</li> <li>・ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育</li> <li>・ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育</li> <li>・ 病態別健康教育</li> <li>・ 薬健康教育</li> </ul> <p>○個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高血圧個別健康教育</li> <li>・ 脂質異常症個別健康教育</li> <li>・ 糖尿病個別健康教育</li> <li>・ 喫煙者個別健康教育</li> </ul>	市町村保健センター 医療機関等
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点健康相談</li> <li>・ 総合健康相談</li> </ul>	<p>○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症</li> <li>・ 病態別（肥満、心臓病等）・女性の健康</li> </ul> <p>○対象者の心身の健康に関する一般的な事項に関する指導、助言</p>	市町村保健センター等
訪問指導	40歳から64歳までの者で、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭における療養方法等に関する指導</li> <li>○介護を要する状態になることの予防に関する指導</li> <li>○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導</li> <li>○家族介護を担う者の健康管理に関する指導</li> <li>○生活習慣病の予防に関する指導</li> <li>○関係諸制度の活用方法等に関する指導</li> <li>○認知症に対する正しい知識等に関する指導</li> <li>○その他健康管理上必要と認められる指導</li> </ul>	対象者の居宅
歯周疾患検診	40、50、60、70歳の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検診項目</li> <li>・ 問診、歯周組織検査</li> </ul>	医療機関等
骨粗鬆症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検診項目</li> <li>・ 問診、骨量測定</li> </ul>	医療機関等

健康増進事業の種類		対 象 者	内 容	実施場所
肝炎ウイルス検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節目検診</li> <li>・ 節目外検診</li> </ul>	<p>当該年度において満40歳となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度において満41歳以上となる者で、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診を希望する者</li> <li>・ 特定健康診査に相当する健康診査において肝機能検査に異常がみられた者で、かつ本検診を希望する者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○C型肝炎ウイルス検査</li> <li>・ HCV抗体検査</li> <li>・ HCV抗体の検出(省略可能)</li> <li>・ HCV核酸増幅検査 (必要な者のみ)</li> <li>○HBs抗原検査</li> </ul>	市町村保健センター 医療機関等
健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診査</li> <li>・ 訪問健康診査</li> <li>・ 介護家族訪問健康診査</li> </ul>	<p>医療保険加入者でない40歳以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳以上の寝たきり者等</li> <li>・ 40歳以上で家族等の介護を担う者等</li> </ul>	<p>特定健康診査の検査項目に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必須項目</li> <li>・ 既往歴等の調査・身体計測(身長、体重、腹囲、BMI)</li> <li>・ 血圧測定・血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)・肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)・血糖検査・尿検査(糖、蛋白)</li> <li>○詳細な健診項目〔医師の判断に基づき実施〕</li> <li>・ 貧血検査(赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値)・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン</li> </ul> <p>○健康診査の検査項目に準ずる</p> <p>○健康診査の検査項目に準ずる</p>	市町村保健センター 医療機関等
保健指導		健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者(腹囲又はBMIの値と、血圧・血中脂質検査・血糖検査の結果が、基準に該当する者)	特定保健指導に準ずる 動機付け支援又は積極的支援	市町村保健センター 医療機関等
がん検診※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 胃がん検診</li> <li>・ 子宮頸がん検診</li> <li>・ 肺がん検診</li> <li>・ 乳がん検診</li> <li>・ 大腸がん検診</li> <li>・ 総合がん検診</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50歳以上の者 当分の間、胃部エックス線検査に関しては40歳以上に実施も可</li> <li>・ 20歳以上の女性</li> <li>・ 40歳以上の者</li> <li>・ 40歳以上の女性</li> <li>・ 40歳以上の者</li> <li>・ 40歳及び50歳の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検診項目 問診、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査</li> <li>○検診項目 問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診</li> <li>○検診項目 質問(問診)、胸部エックス線検査、喀痰細胞診</li> <li>○検診項目 質問(問診)、乳房エックス線検査</li> <li>○検診項目 問診、便潜血検査</li> <li>○上記5つのがん検診を同時に実施</li> </ul>	市町村保健センター 医療機関等

※がん検診については、平成28年4月1日より適用

# 保 健 事 業 の 概 要

<平成19年度まで>

<平成20年度から>

## 老人保健法に基づく保健事業

実施主体：市町村

住民の老後における健康の保持を図るため、疾病予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施

- 健康手帳の交付
- 健康教育
- 健康相談
- 機能訓練
- 訪問指導
- 健康診査

### 基本健康診査及び当該診査に基づく指導

目的：個別疾患の早期発見、早期治療

対象：40歳以上の地域住民

市町村国保や国保組合の加入者、  
被用者保険や共済組合の被扶養者

- ・訪問基本健康診査
- ・介護家族訪問基本健康診査
- ・歯周疾患検診
- ・骨粗しょう症検診 など

## 健康増進法に基づく健康増進事業

実施主体：市町村

- 健康手帳の交付
- 健康教育
- 健康相談
- 機能訓練
- 訪問指導
- 健康診査
  - ・健康診査（生活保護者等に係る分）
  - ・訪問健康診査（           "           ）
  - ・介護家族訪問健康診査（           "           ）
  - ・歯周疾患検診
  - ・骨粗しょう症検診
  - ・肝炎ウイルス検診
  - ・がん検診 など

## 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく 特定健康診査・特定保健指導

実施主体：各医療保険者

目的：内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、生活習慣病の有病者を減少させる

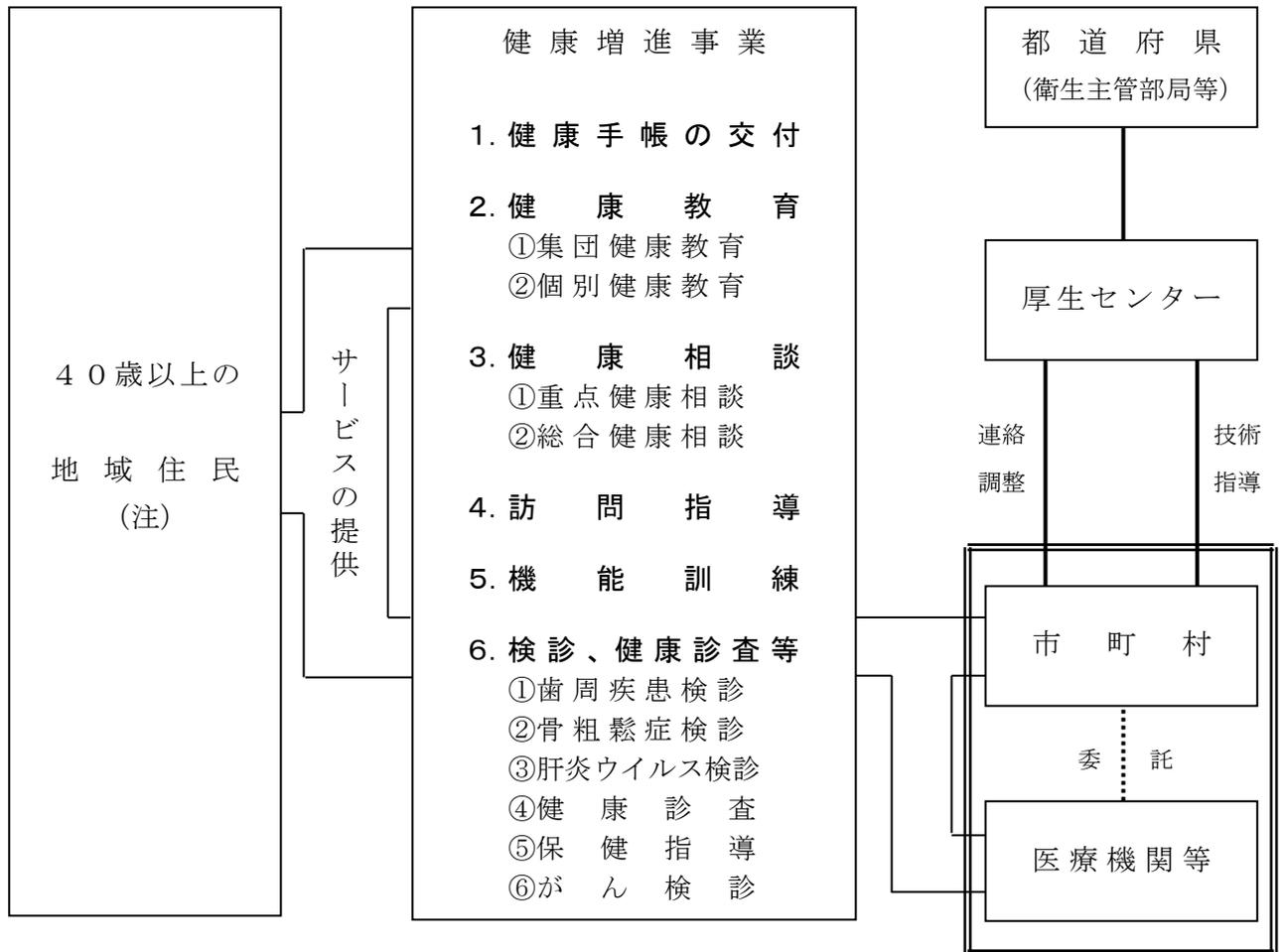
対象：市町村国保、国保組合…40歳～74歳の被保険者  
被用者保険、共済組合…40歳～74歳の被保険者  
及び被扶養者

※75歳以上の者と65歳～74歳で一定の障害があると認定を受けた者への健康診査・保健指導については、後期高齢者医療広域連合が実施

## 健康増進事業の実施体制

- ・健康増進事業は、下記の事業からなり、市町村が、40歳以上の居住者を対象として実施しています。
- ・壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助することなどを主眼としています。

### 〔健康増進事業の実施体制〕



(注) 介護予防事業の対象となる65歳以上の者等、医療保険各法その他の法令に基づき、当該健康増進事業に相当する保健事業のサービスを受けた場合又は受けることができる場合は、対象になりません。

## 6-2 健康増進法に基づく保健事業実施状況

### (1) 健康手帳、健康教育、健康相談

年度	市町村 総人口 (毎年4月1日 現在) (人)	健康手帳の交付※		個別健康教育				集団健康教育		総合健康相談		重点健康相談	
		40~74 歳	75歳 以上	高 血 圧	糖 尿 病	高 脂 血 症	喫 煙	開 催 数	参 加 人 員	開 催 数	参 加 人 員	開 催 数	参 加 人 員
		(人)	(人)	参 加 実 人 員 (人)				(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)
22	1,091,396	9,023	745	0	9	0	8	1,541	33,413	1,872	9,262	532	2,568
23	1,089,457	7,403	498	0	8	0	7	1,288	31,159	1,951	7,804	383	1,579
24	1,083,744	7,846	727	0	0	0	0	2,230	29,174	2,149	7,211	920	1,759
25	1,077,457	7,722	1,457	0	0	0	0	1,753	23,855	2,140	6,879	342	2,202
26	1,087,635	9,489	1,796	0	0	0	0	1,645	25,165	1,893	5,764	392	1,663
27	1,081,364	8,975	1,673	0	0	0	0	1,823	24,988	1,694	10,412	359	1,634
28	1,075,816	7,130	1,293	0	0	0	0	1,745	23,747	1,541	4,709	541	1,878
29	1,068,710			0	0	0	0	1,454	22,197	1,229	4,996	679	1,699
30	1,064,845			0	0	0	0	1,411	24,026	1,393	4,635	854	2,145
R1	1,057,745			0	0	0	0	1,345	22,895	1,160	4,088	825	1,692
R2	1,051,861			0	0	0	0	682	8,429	876	2,172	701	1,713
R3	1,038,852			0	0	0	0	700	8,503	1,012	6,761	766	1,801

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」より作成

※健康増進事業実施要領の一部改定(H29.3.31)により、紙媒体での交付から厚労省ホームページからのダウンロード方式による交付へ変更となったことに伴い、出典先である厚労省「地域保健・健康増進事業報告」から統計表が削除されている

### (2) 健康診査

年度	健 康 診 査					
	対象者数 (A)	健康診査 受診者数 (B)	訪問健康診査 受診者数 (C)	介護家族訪問 健康診査受診 者数(D)	合計 【B+C+D】 (E)	受診率 (E/A)
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
22	1,765	294	0	0	294	16.6
23	1,937	287	0	0	287	14.8
24	2,107	324	0	0	324	15.4
25	2,357	307	0	0	307	13.0
26	2,218	273	0	0	273	12.3
27	2,231	243	0	0	243	10.9
28	2,296	265	0	0	265	11.5
29	2,299	237	0	0	237	10.3
30	2,381	253	1	0	254	10.7
R1	2,400	249	0	0	249	10.4
R2	2,431	250	0	0	250	10.3
R3	2,648	230	0	0	230	8.7

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」より作成

年度	が ん 検 診					
	胃がん検診受診人員					
	対象者数 (F)	集団検診	厚生 セン ター (人)	医療機関	計 (G)	受診率 (G/F)
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
22	304,443	35,426	-	23,738	59,164	19.4
23	303,144	34,104	-	22,853	56,957	18.8
24	302,149	31,315	-	23,308	54,623	18.1
25	302,078	29,835	-	24,039	53,874	17.8
26	302,665	28,363	-	12,758	41,121	13.6
27	297,090	27,599	-	10,804	38,403	12.9
28	308,995	25,773	-	38,959	64,732	20.9
29	300,551	24,380	-	39,174	63,554	21.1
30	292,402	21,498	-	37,328	58,826	20.1
R1	282,504	20,368	-	33,144	53,512	18.9
R2	299,258	8,457	-	27,762	36,219	12.1
R3	294,475	9,956	-	30,926	40,882	13.9

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」、県健康課調べより作成

年度	が ん 検 診				
	子宮頸がん検診受診人員				
	対象者数 (H)	集団検診	医療機関	計 (I)	受診率 (I/H)*
(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
22	273,903	23,379	21,162	44,541	27.2
23	276,587	23,008	21,100	44,108	27.0
24	274,249	21,713	21,989	43,702	26.9
25	266,423	19,536	23,270	42,806	27.3
26	262,857	18,715	23,239	41,954	27.2
27	253,319	19,512	22,139	41,651	27.5
28	248,699	19,113	22,285	41,398	27.4
29	241,651	17,844	22,175	40,019	27.5
30	233,149	16,749	22,059	38,808	27.5
R1	229,234	16,135	22,011	38,146	27.1
R2	210,235	7,717	19,644	27,361	24.2
R3	211,674	10,992	20,310	31,302	23.9

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」、県健康課調べより作成

年度	がん検診									
	乳がん検診受診人員					大腸がん検診受診人員				
	対象者数 (J)	集団検診	医療機関	計 (K)	受診率 (K/J)*	対象者 数 (L)	集団検 診	医療機 関	計 (M)	受診 率 (M/ (%)
(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
22	202,955	30,700	9,369	40,069	31.4	313,413	25,290	46,637	71,927	22.9
23	206,120	30,495	9,684	40,179	30.5	315,697	25,992	46,323	72,315	22.9
24	206,419	26,031	10,441	36,472	29.5	322,506	25,876	50,863	76,739	23.8
25	201,140	23,563	13,042	36,605	29.4	327,022	24,902	56,935	81,837	25.0
26	199,404	22,115	12,774	34,889	29.0	326,211	24,589	60,499	85,088	26.1
27	192,983	23,273	12,737	36,010	29.6	322,616	25,200	60,754	85,954	26.6
28	191,369	22,144	12,930	35,074	29.7	313,401	23,649	60,351	84,000	26.8
29	186,668	21,080	12,291	33,371	28.8	306,312	22,557	58,508	81,065	26.5
30	180,050	19,885	12,627	32,512	28.8	295,620	21,094	57,132	78,226	26.5
R1	177,807	19,609	12,934	32,543	28.7	292,681	20,936	56,403	77,339	26.4
R2	161,892	10,090	12,036	22,126	25.7	279,349	12,251	53,865	66,116	23.7
R3	164,246	13,624	12,711	26,335	24.8	272,464	13,227	56,362	69,589	25.5

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」、県健康課調べより作成

年度	がん検診											合計 【O+P+Q】 (R)	受診率 (R/N)
	対象者数 (N)	X線撮影検査			喀痰検査			X線撮影及び喀痰検査		計 (Q)			
		集団検診	医療機関	計 (O)	集団検診	医療機関	計 (P)	集団検診	医療機関				
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
22	324,300	79,342	42,465	121,807								121,807	37.6
23	328,990	76,675	42,654	119,329								119,329	36.3
24	326,121	72,961	44,272	117,233								117,233	35.9
25	354,732	69,766	49,779	119,545								119,545	33.7
26	351,860	67,067	51,092	118,159								118,159	33.6
27	350,592	65,627	52,821	118,448								118,448	33.8
28	350,936	62,215	52,280	114,495								114,495	32.6
29	343,803	59,721	52,429	112,150								112,150	32.6
30	327,229	56,142	53,163	109,305								109,305	33.4
R1	330,411	54,001	52,412	106,413								106,413	32.2
R2	333,679	30,719	55,422	86,141								86,141	25.8
R3	326,856	36,552	54,886	91,438								91,438	28.0

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」、県健康課調べより作成

\* 対象者 胃・肺・大腸:40歳以上 子宮:20歳以上 乳:40歳以上

\* 子宮がん・乳がん検診の受診率算定式:受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数)/(当該年度の対象者数)×100

### (3) 機能訓練

年度	実施施設数			延実施数 (回)	訓練実施人員	
	既設 (ヶ所)	新設 (ヶ所)	計 (ヶ所)		実人員 (人)	延人員 (人)
22	9		9	290	70	1,582
23	9		9	293	60	1,524
24	8		8	278	40	1,126
25	6		6	265	29	854
26	4		4	144	22	475
27	5		5	141	17	375
28	4		4	106	14	240
29						
30						

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」より作成

※健康増進事業実施要領の一部改定(H29.3.31)により、健康増進事業から削除

### (4) 訪問指導

年度	対象者数 (人)	被指導 実人員 (人)	年間訪問活動回数					計 (回)
			保健師 (回)	看護師 (回)	管理 栄養士 (回)	歯科 衛生士 (回)	その他 (回)	
22		2,992	1,251	282	85	3	39	1,660
23		3,302	813	333	42	0	44	1,232
24		2,855	781	266	101	2	12	1,162
25		2,859	912	276	182	2	10	1,382
26		2,692	1,018	367	202	18	5	1,610
27		2,455	1,205	403	272	51	0	1,931
28		2,386	1,136	295	184	53	3	1,671
29		1,762	978	161	191	330	2	1,662
30		1,987	1,244	127	210	117	0	1,698
R1		1,705	1,134	132	244	55	2	1,567
R2		1,047	932	80	152	32	0	1,196
R3		1,387	1,065	79	155	0	0	1,299

【資料】厚労省「地域保健・健康増進事業報告」より作成